

【別表】シニアチャレンジ応援事業 補助金交付基準要領

項 目	内 容	留 意 事 項
謝 金	・講師、外部協力者などに対する謝金（費用弁償的経費）	・団体やグループの構成員（メンバー）に対する謝金は対象とならない。構成員が指導者や講師を務める場合についても、対象とならない。 ・菓子折りなどの物品による謝礼は対象とならない。 ・委託料は補助対象経費とはならない。ただし、外部協力者への謝金として、審判員や大会運営補助員への謝金であれば対象とする。
旅 費	・講師、外部協力者などに対する J R、バス、高速代等の旅費（費用弁償的経費） ※実費分が助成対象	・団体やグループの構成員（メンバー）に対する旅費は対象とならない。構成員が指導者や講師を務める場合についても、対象とならない。 ・構成員（メンバー）が、事業に係る資格を取得するための研修や先進地視察のための旅費は対象とする。 ・団体やグループの旅費規定がある場合は、それに従うこと。 ・旅費規定がない場合は、路程に要した実費を対象とする。 - その際、自家用車を利用した場合は、路程距離1kmあたり37円以内で計算すること。 ・自家用車を利用した場合は、発着地、距離、講師のサイン等が分かる書類を整理すること。 ・J Rや高速代等の領収書、航空機を利用した場合は、航空機の半券についても整理・保管すること。 ・安価であって通常、領収書を発行しない交通機関（近距離バス等）については、インターネット等による価格表によること。 ・公共交通機関の利用が不可能な場合に限りタクシー代を対象とする。 ・講師や外部協力者、あるいは、団体やグループの構成員が宿泊する場合の費用は、対象とならない。
消耗品費	・活動に直接必要な事務用品、物品の購入費（文房具、資材、教材等） ・活動にかかる食材等（収穫祭、料理教室等）	・使途が明確になるものに限り対象とする。 ・既に団体等において所有していた在庫品を使用する場合および購入したものが使い切れずに在庫品となった分は、対象とならない。 ・団体および個人所有のプリンターのインク・トナー代は対象とならない。 ・参加賞、粗品、景品として参加者に配布されるものは対象とならない。
食 糧 費	・活動に必要なお茶、弁当代	・講師の弁当代やお茶代は対象とする。 ・団体やグループの構成員（メンバー）に対する食糧費（お茶代、お菓子代等）は活動に必要なものに限り対象とする。 ・料理教室やお菓子作りを行う際の食材費や材料費は消耗品費として計上し、対象とする。
印 刷 費 製 本 費	・写真やチラシ等を、店舗等で注文して印刷した場合やコンビニ等でコピー（白黒・カラー）した場合の経費	・イベントや講習会等で参加者（団体やグループの構成員を含む）に配布する資料は、対象とする。ただし、構成員が打ち合わせや会議で使う資料は対象とならない。 ・団体やグループもしくは構成員（メンバー）が所有するプリンターを使用した場合は、インク代やトナー代が、事業に使用したものと私用に使用したものの区分が明確にできないため、対象とならない。 ・証拠書類として、領収書等のほかに、配付先および配付部数を明確にしておくこと。 ・印刷された成果品は一定数証拠書類として整理・保管すること。
通 信 費 運 搬 費	・はがきや切手代等の案内物の発送費	・既に団体やグループもしくは構成員（メンバー）において所有していた在庫品を使用する場合および購入したものが使い切れずに在庫品となった分は、対象とならない。
保 険 料	・活動時の賠償責任保険料等	・構成員（メンバー）を含めた参加者を対象とした行事保険や1日保険など、活動に要する保険料を対象とする。 ・構成員（メンバー）が必要な資格を取得するために研修に行った際の保険料も対象とする。
使 用 料 お 借 借 料	・活動に必要な会場（施設）や備品等（マイク等の音響設備）の使用料・レンタル代等	・団体やグループの構成員（メンバー）の所有物の使用料・賃借料は対象とならない。 ・イベントや大会など、団体やグループの構成員（メンバー）が移動する際のバスの賃借料は対象となる。

その他、活動に必要な経費